

<正誤表(1)>

「個人小売商世帯において業計複合体の実態をいかに把握すべきか？
—満蘭勇論文を手掛かりとして(1)—」の一部訂正について

谷 沢 弘 毅

前号（『商経論叢』第51巻第3号）に発表した標記の論文において、以下の箇所で見つかりました。お詫びして訂正いたします。

記

本文 10頁 下から2行目

〈誤〉 満蘭論文の本文中ではおもに「零細」「小」「中」「大」、図表類では表3と表4が「零細経営」「小経営」「中経営」「大経営」、表5・8・9は「零細」「小」「中」「大」と使い分けられている。

〈正〉 満蘭論文のうち、文章中ではおもに「零細」「小」「中」「大」、図表類では表3と表4が零細経営、小経営、中経営、大経営、表5・8・9は零細、小、中、大と使い分けている。

本文 17頁 上から1行目

〈誤〉 個人事業者を対象とする理由は、第4節4.1.で詳述するように税制上から個人事業者が不利に扱われる点を重視したためでもある。

〈正〉 個人事業者を対象とする理由は、第4節4.1.で詳述するように税制上から個人事業者が法人事業者より不利に扱われる点を重視したためでもある。

本文 30頁 下から6行目

〈誤〉 家計部門でかろうじて収入（P/LのP）まで把握できる。

〈正〉 家計部門でかろうじてP/Lの収入まで把握できる。

本文 31頁 上から15行目

〈誤〉 収支の内訳については内閣府『家計調査』に引き継がれていった。

〈正〉 収支の内訳が簡略化された上、内閣府『家計調査』に引き継がれていった。

本文 48 頁 上から 7 行目

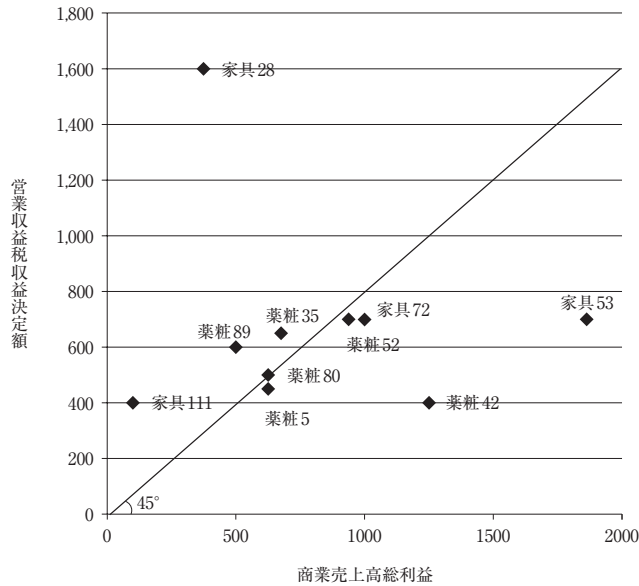
〈誤〉 これらを基準に考えれば営業年数の短い店ほど償却費を計上すべきと考えられる。

〈正〉 これらを基準に考えれば営業年数の短い店ほど償却費を計上すべきであり，少なくとも家具 53，家具 111 は償却費の記入漏れの可能性が高い。

本文 50 頁 図 1-4 の横軸目盛

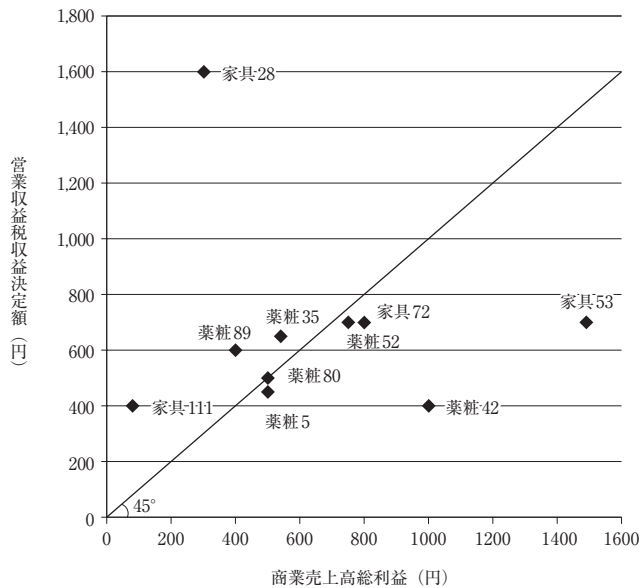
〈誤〉

図 1-4 営業収益税収益決定額と商業売上高総利益の関係



〈正〉

図 1-4 営業収益税収益決定額と商業売上高総利益の関係



本文 53頁 下から1行目

〈誤〉 例えば家業部門に関しては、満園論文で以下の表現が確認できる

〈正〉 例えば家業・家計部門に関しては、満園論文で以下の表現が確認できる

本文 65頁 図1-8の(注)1

〈誤〉 各用語の定義は、図1-1や本文を参照のこと。

〈正〉 各用語の定義は、図1-7や本文を参照のこと。

本文 68頁 上から16行目

〈誤〉 この調査票は、図1-9で示されているように、主に経営参考調査欄と経営計理調査欄の2つの調査欄で構成されている。

〈正〉 この調査票は、主に経営参考調査欄と経営計理調査欄の2つの調査欄で構成されている。

以上